

岐阜県剣道連盟 各務原支部規約

令和 2 年 4 月 1 日改訂

(名称及び組織)

第1条 本組織は岐阜県剣道連盟各務原支部(以下「支部」と称す)と称し、各務原市内在住・在勤及び市内の剣道団体で活動する剣道愛好者をもって組織する。

(事務所)

第2条 支部の事務所は理事長宅に置く。

(目的)

第3条 支部は剣道の奨励発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大会の開催
- (2) 稽古・指導・講習・後援
- (3) 段級審査
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 支部の会員は正会員と賛助会員とする。

- 2 正会員は岐阜県剣道連盟に加入したもの。
- 3 賛助会員は支部の趣旨に賛同し、加入したものとする

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

本部役員

- ・支部長 1名
- ・副支部長 若干名
- ・理事長 1名
- ・常任理事 6名
- ・理事 11名

顧問役員

- ・顧問 若干名(名誉顧問、技術顧問を含む)

監査役員

- ・監事 2名

地区役員

- ・地区委員 少年団・道場の指導責任者 1名

(5) 事務役員

- ・事務局長 1名
- ・事務局補佐 1名
- ・会計 1名
- ・会員証 1名

(選出及び職務)

第7条 支部長は総会の決定により推戴する。

2 支部長は支部を統括する。

第8条 副支部長は理事会の推薦により、支部長これを委嘱する

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はこれ
を代行する。

第9条 顧問は理事会の推薦により、支部長これを委嘱する。

2 顧問は重要事項につき支部長の諮詢に応ずる。

第10条 理事長は理事会の選出により、支部長これを任命する

2 理事長は理事会を代表し、支部長の命を受けて会務
を執行する。

第11条 常任理事及び理事は地区委員会で選出する。

2 常任理事・理事は会務を執行する。

3 理事は会務を執行する。

第12条 監事は総会の推薦により、支部長これを委嘱する。

2 監事は支部の会計監査及び事業監査を行う。

第13条 地区委員は少年団・道場の指導責任者とする。

2 地区委員は地区委員会を執行する。

(任期)

第14条 役員(事務局長・事務局補佐以外)の任期は2年とする。
ただし再任を妨げない。

2 事務局長・事務局補佐の任期は4年とする。ただし
再任を妨げない。

(会議)

- 第15条 支部の会議を総会, 常任理事会, 理事会, 地区委員会とする。
- 2 会議はその3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
ただし, 委任状をもって出席に変えることが出来る。
- 第16条 総会は支部長が招集し, 議長は支部長がこれにあたる。
- 2 本部役員, 監査役員, 地区役員, により構成する会議を持って総会に
変えることが出来る
- 第17条 常任理事会は理事長が招集し, 議長は理事長がこれにあたる。
- 2 常任理事会は常任理事で構成する。
- 3 県理事, 県評議員, 地区評議員を選出する。
- 第18条 理事会は理事長が招集し, 議長は理事長がこれにあたる。
- 2 理事会は常任理事・理事で構成し, 会務を審議する
- 3 理事長を選出する。
- 4 各担当理事の会務を審議する。
- 5 総会議案を審議する。
- 第19条 地区委員会は理事長が招集し, 議長は理事長がこれにあたる。
- 2 地区委員で地区委員会を構成する。
- 3 理事を選出する。
- 第20条 会議の議事は過半数をもって決する。可否同数の時は
議長の決するところによる。
- 第21条 総会は毎年4月に開催し, 次の事項を審議決定する。
- (1) 事業計画および事業報告に関する事項
- (2) 予算, 決算に関する事項
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) その他の重要な事項

(会計)

- 第22条 支部の経費は次の収入を持ってこれにあたる。
- (1) 会費
- (2) 補助金, 寄付金, その他の収入

(会計年度)

第23条 支部の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第24条 本規約に定めなき事項は、理事会の承認を得て、別に定めることが出来る。

附則 (昭和31年8月12日制定)

この制定した規約は、昭和31年8月12日から施行する。

附則 (昭和57年1月1日一部改正)

一部改正した規約は、昭和57年1月1日から施行する。

附則 (平成5年10月3日一部改正)

一部改正した規約は、平成5年10月3日から施行する。

附則 (平成14年4月1日一部改正)

一部改正した規約は、平成14年4月1日から施行する。

附則 (平成25年4月14日一部改正)

一部改正した規約は、平成25年4月14日から施行する。

第14条の規定にかかわらず、平成25年度は任期1年とし、
平成26年度以後は現行に戻る。

附則 (平成28年4月1日一部改正)

一部改正した規約は、平成28年4月1日から施行する

附則 (令和2年4月1日一部改正)

一部改正した規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上